

2024 年 4 月 16 日

逗 子 市

職員の処分について

● ハラスメント行為に関する処分

- 1 被処分者 技術職員（41 歳）
- 2 所 属 当時福祉部国保健康課
- 3 事件の概要

本件は、令和 3 年 5 月から 10 月の間、新採用職員を指導するアドバイザーの立場でありながら、新採用職員であった被害職員に対し、機嫌が悪い時や業務の進め方が自身と違う場合に、高圧的な態度や嫌味等により不快感を示す、挨拶を無視する等のパワー・ハラスメント行為を行ったものであり、被害職員は、精神疾患により療養休暇の取得等に至った。

4 処分内容

地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号に抵触する行為であり、全体の奉仕者たる公務員にあるまじき非行として、本市職員全体に対する市民の信頼を損なうものであることから、停職処分（1 月）としたもの。

5 処分年月日 令和 6 年 3 月 29 日

6 管理監督責任

新採用職員とそのアドバイザーの関係下で、職場内でパワー・ハラスメント行為が発生してしまったことについては、管理監督等の課内のマネジメントが至らなかった部分があると判断し、次のとおり厳重注意等を行った。

＜文書による厳重注意＞

当時国保健康課長、当時国保健康課健康係長

＜口頭による注意＞

当時国保健康課専任主査

【市長コメント】

職員の綱紀粛正につきましては、職場内外を問わず、厳正に確保されるよう常日頃から要請してまいりましたが、このような事態に至ったことは誠に遺憾であります。

ハラスメント行為の防止につきましては、職員に対する研修を行うとともに、職員からの相談窓口を職員課に設置し未然の対応を図っているところであります。

この事案を重く受け止め、改めまして、公務員の本旨を自覚し、職員一丸となって一刻も早く市民の皆様からの信頼を回復できますよう一層の努力をしてまいります。

本件に関するお問い合わせ先：

逗子市総務部職員課 市川・山下 電話：046-873-1111 内線 340, 361